

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案 参照条文

一	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）	．．．．．	1
二	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）（抄）	．．．．．	10
三	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）	．．．．．	11
四	水道法（昭和三十二年法律第七十七号）（抄）	．．．．．	11

○沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（国の負担又は補助の割合の特例等）

- 第百五条 沖繩振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。
- 2 国は、前項に規定する事業のほか、沖繩振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。
- 3 沖繩における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によって算出した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。
- 4 沖繩における農地及び農業用施設の災害復旧事業につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第三条第一項及び第二項第一号又は第二号の規定により沖繩県に対して国がその費用の一部を補助する場合における国が行う補助の比率は、同項第一号又は第二号の規定にかかわらず、十分の八とする。
- 5 国は、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業（同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要があるものに要する経費につい

ては、政令で定めるところにより、その十分の六以内を負担するものとする。

6 沖縄における水道施設の災害の復旧に要する費用につき水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第四十四条の規定により地方公共団体に対して国が補助する場合における補助の割合は、同条に基づく政令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、十分の十以内とする。

7 沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で国が行うものにつき土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第一項の規定により沖縄県に負担させる負担金の額は、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額以内の額（以下この項において「負担額」という。）とする。ただし、同法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源とする場合その他の政令で定める場合にあつては、負担額に当該借入金についての利息の額その他の政令で定める額を加えた額とする。

附 則（抄）

（この法律の失効）

第二条（略）

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

一・三 （略）	四 沖縄振興計画に基づく事業で、平成二十四年度以後に繰り越される国の負担金又は補助金に係るもの	第八十九条及び第一百五条から第一百八条まで
五・六 （略）		

3
（略）

(国の無利子貸付け等)

第六条 (略)

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項第二号に掲げる交通安全施設等整備事業で第百五条第二項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に関する事業で第百五条第二項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、公立の高等学校に係る校舎、屋内運動場及び寄宿舎の整備に関する事業で第百五条第二項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第百五条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 (略)

9 国は、第二項から第四項までの規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第百五条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付すること

により行うものとする。

10・11（略）

別表（第百五条関係）

項	事業の区分	
一	農業試験 研究施設	農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第二条第二号に規定する試験研究施設の設置
二	土地改良	土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業で国が行うもの
三	林業施設	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業
四	漁港	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に規定する基本施設及び同条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築事業
五	道路	道路法第二条第一項に規定する道路の新設、改
		国庫の負担又は補助の割合の範囲
		十分の九・五以内
		十分の九・五以内
		十分の九・五（国以外の者の行う事業にあっては、十分の九）以内（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われるものにあつては、十分の十以内）
		十分の九・五（国以外の者の行う事業にあっては、十分の九（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の十））以内
		十分の九・五（道路法第十三条に規

七	六	
空港	港湾	
空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二 条第一項第二号及び第三号に規定する空港に係 る同法第六条第一項及び第八条第四項に規定す る工事	港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のうち 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設 、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設（廃棄物 埋立護岸、廃油処理施設及び同法第十二条第一 項第十一号の三の海洋性廃棄物処理施設に限る 。）、港湾環境整備施設又は公共の用に供する 港湾施設用地（同法第二条第九項に規定する避 難港にあっては、水域施設又は外郭施設に限る 。）の建設又は改良の工事	築及び修繕並びに高速自動車国道及び同法第十 三条に規定する指定区間内の国道の維持その他 の管理
十分の九・五（空港整備法第二条第 一項第二号に規定する空港に係る同 法第八条第四項に規定する工事であ って国土交通大臣が施行するものに あっては十分の十、国以外の者の行	十分の九・五（国以外の者の行う事 業にあっては、十分の九）以内	定する指定区間内の国道を構成する 敷地である土地のうち太平洋戦争の 開始の日から復帰協定の効力発生の 日の前日までに築造された道の敷地 であったものの取得及び賃借にあつ ては十分の十、国以外の者の行う事 業にあっては十分の九）以内

	八	公営住宅	公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号） 第二条第五号に規定する公営住宅の建設等	う事業にあっては十分の九）以内
	九	住宅地区 改良	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号） 第二条第六項に規定する改良住宅の建設（当該建設のため必要な土地の取得及びその土地を宅地に造成することを含む。）	十分の七・五以内
	十	水道	水道法第三条第二項に規定する水道事業及び同条第四項に規定する水道用水供給事業	十分の九以内
	十一	し尿処理 施設及び ごみ処理 施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定するし尿処理施設及びごみ処理施設の設置	十分の五以内
	十二	都市公園	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に規定する都市公園の用地の取得及び同条第二項に規定する公園施設（同条第一項第一号に規定する都市公園に設けるものに限る。）の新設又は改築	十分の五以内
	十三	下水道	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築	四分の三以内

十四	消防施設	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	三分の二以内
十五	感染症指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第六条第十三項に規定する第一種感染症指定医療機関及び同条第十四項に規定する第二種感染症指定医療機関の整備	十分の七・五以内
十六	保健所	地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項に規定する保健所の整備	十分の七・五以内
十七	精神病院	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十九条の十に規定する精神病院（精神病院以外の病院に設ける精神病室を含む。）の設置	十分の七・五以内
十八	児童福祉施設	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設の整備	十分の八以内
十九	身体障害者更生援護施設	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設の設置	三分の二以内
二十	生活保護施設	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設の整備	十分の七・五以内

二十一	知的障害者援護施設	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設の整備	三分の二以内
二十二	老人福祉施設	老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設の整備	十分の七・五以内
二十三	義務教育施設等	義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第二項に規定する建物、公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）第二条第一項に規定する小学部及び中学部に係る建物、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する公立の中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。）に係る産業教育のための設備、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第二条に規定する公立の小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。）及び公立の中学校に係る理科教育のための設備、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四十三号）第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設（同法第四条第一項第四	十分の八・五以内

	二十四 高等学校 教育施設 等	二十五 砂防設備
号の規定によるものを含む。）、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第一項に規定する公立の小学校及び中学校に係る学校給食の開設に必要な施設並びにスポーツ振興法（昭和三十六年法律第四十一号）第二十条第一項第一号に規定する小学校及び中学校に係る施設の整備	公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法（昭和二十八年法律第二百四十八号）第二条第二項に規定する建物、公立養護学校整備特別措置法第二条第一項に規定する建物で高等部に係るもの、産業教育振興法第二条に規定する公立の高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）に係る産業教育のための施設又は設備及び理科教育振興法第二条に規定する公立の高等学校に係る理科教育のための設備の整備	砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事
	十分の七・五以内	十分の九・五（国以外の者の行う事業にあつては、十分の九）以内（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防

			事業に係るものにあつては、十分の十以内)
二十六	海岸	海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良	十分の九・五（国以外の者の行う事にあつては、十分の九）以内
二十七	地すべり防止施設	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第四項に規定する地すべり防止工事	十分の八以内
二十八	河川	河川法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事	十分の九以内

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、この法律で定めるところに従つて行われる次に掲げる事業をいう。ただし、第二号に掲げる事業にあつては道路の改築（同号イに規定する道路の改築を除く。）に伴つて行われるものを除く。

一 （略）

二 道路管理者が行う次に掲げる事業

イ （略）

ロ 道路標識、さく、街灯その他政令で定める道路の附属物で安全な交通を確保するためのもの又は区画線の設置に関する事業

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（抄）

（国の無利子貸付け）

第二条 国は、当分の間、別に法律で定めるところにより、道路、公園その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設の事業及び官公庁施設の建設等の事業（以下この項、次条及び第七条において「公共的建設事業」という。）で、次に掲げるものに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

一 （略）

二 国の負担又は補助を受ける公共的建設事業のうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要があるもの

2 （略）

○水道法（昭和三十二年法律第七十七号）（抄）

（用語の定義）

第三条 （略）

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 12 （略）